

令和 7 年 12 月 16 日

第 12 回定例会  
議事録

文京区教育委員会

## 文京区教育委員会議事録

第 12 号

令和 7 年 第 12 回 定例会

日時：令和 7 年 12 月 16 日（火）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

### 「出 席」

教 育 長	丹 羽 惠玲奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員 員	小 川 賀 代
委 員 員	福 田 雅
委 員 員	中 野 圓 佳

### 「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	吉 田 雄 大
教 育 総 務 課 長	熱 田 直 道
学 務 課 長	宮 原 直 務
教育推進部副参事	内 山 真 宏
教育施策推進担当課長	藤 咲 秀 修
児童青少年課長	日比谷 光 輝
教育センター所長	木 内 恵 美
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦
統 括 指 導 主 事	高 橋 拓 也

### 「書 記」

庶 務 係 長	大 川 育 子
庶 務 係 主 査	平 手 由佳莉

令和 7 年

## 第 12 回教育委員会定例会

令和 7 年 12 月 16 日 (火) 午後 2 時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 福田 雅 委員

### 第 1 議事録の承認

議事録第 10 号 (令和 7 年第 10 回定例会)  
議事録第 11 号 (令和 7 年第 11 回定例会)

### 第 2 議案の審議

第 72 号議案 「原爆体験伝承漫才「希望の鐘」」の後援名義の使用について  
第 73 号議案 「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援  
名義の使用について  
第 74 号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
第 75 号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
第 76 号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

### 第 3 報告事項

(1) 令和 7 年 1 月定例議会の審議概要について (資料第 1 号)  
(2) 学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について (資料第 2 号)  
(3) 令和 6 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について (資料第 3 号)  
(4) いじめの重大事態に係る対応について (資料第 4 号)

※報告事項 (4) については、非公開になることが見込まれています。

### 第 4 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○丹羽教育長 それでは、第12回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、山岸教育指導課長が欠席です。これに伴い、報告事項（3）については藤咲教育施策推進担当課長が説明し、報告事項（4）については文京区教育委員会会議規則第14条に基づき高橋統括指導主事が出席し、説明を行うことといたします。

次に、本日の議事録署名人でございますが、福田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

## 第1 議事録の承認

議事録第10号 (令和7年第10回定例会)

議事録第11号 (令和7年第11回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第10号及び第11号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいていると思いますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 第2 議案の審議

第72号議案 「原爆体験伝承漫才「希望の鐘」」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は5件ございます。

最初に、第72号議案「「原爆体験伝承漫才「希望の鐘」」の後援名義の使用について」です。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第72号議案、「原爆体験伝承漫才「希望の鐘」」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、語り継ぐ人たち。

代表者は、安達千晶でございます。

事業名は、原爆体験伝承漫才「希望の鐘」。

実施は、令和8年3月26日（木）を予定しております。

実施場所は、文京シビックセンター小ホールでございます。

本事業は、エンターテインメントを通じて区内の幼・小・中の児童・生徒へ、芸術・文化を幅広い世代に伝え、文京区の教育及び学術のさらなる向上、普及発展に寄与することを目的としております。

対象は、主に区内小・中学生及び保護者。

入場料は、大人 3000 円、子ども 500 円ですが、席が不要な乳幼児は無料です。また、文京区の子ども先着 20 名は無料となっております。

本事業は、既に文京区の後援の承認を受けていることを確認しております。

このほか、資料といたしまして、事業実施要綱、事業予算書等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 では、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○清水委員 9 ページに公演実績がたくさんありますけれども、これは今回の語り継ぐ人たちの実績ではないということでおよろしいですか。

○教育総務課長 こちらの実績は、今回の演者の出演する事業の実績という形になっております。

○清水委員 11 ページの会則を見ると、今回この会則をつくったという形だと思います。これは「目的」、「文京区内を会場とし」ということですので、これからこういったことを文京区内で進めたいきたい、そういうことでしょうか。

○教育総務課長 この団体は、立ち上げてまだそれほど年月がたっていないのですけれども、これから 11 ページに記載のような内容で活動していきたい、そういう予定であると主催者から聞いております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 確認です。異存があるというわけではないのですが、この手のテーマはやはり政治的な要素が入ってくると思うのです。そういうものは一切ないという確認はとれているということでおよろしいですか。

○教育総務課長 そういう政治的な要素はないと確認しております。

○小川委員 参考までにお伺いします。9 ページの公演実績で、今回文京区は公演が入っているということだったんですけども、これらの公演実績の地方において、例えば市だとか、それにプラスして教育委員会も後援に入っているといった事例はどのくらいあるのかを教えてください。

○教育総務課長 資料の 3、4、5 ページに後援の実績が幾つか記載されているところでございます。例えば、4 ページの上のほうの 2025 年 7 月大田区で実施しているところですけれども、こちらについては大田区の教育委員会で後援をしたという実績がございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第 73 号議案 「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 次に、第 73 号議案「「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用について」です。この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第73号議案、「小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人発達凸凹アソシエーション。

代表者は、伊藤真穂でございます。

事業名は、小学生向け、プロのイラストレーターによる無料イラストレッスン。

実施は、令和8年1月31日（土）、2月1日（日）、2月7日（土）、2月8日（日）を予定しております。

実施場所は、オンライン開催でございます。

本事業は、イラストの楽しさと達成感をプロの先生から教えてもらい、イラストワークの楽しさや仕事のおもしろさ、褒められたり聞いたり質問したりすることでの自己発信の機会を創出すること、また、小学校、中学校の図工や美術で教えている表現力、想像力、そして描き上げる達成力の礎になることを目的としております。

対象は、区内の小学生。

参加費は、無料となっております。

このほか、資料をいたしまして、概要書、事業予算書等がございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○中野委員 ちょっとジェンダーバイアスが気になってしまって。資料の2ページで、カリキュラムの中に「可愛い女の子とカッコイイ男の子の顔の描き方レッスン」とあって、中身はわからないんですけども、ここから類推される、女の子はこういうふうにかわいくあるべき、男の子は格好よくあるべきという形容詞と性別の組み合わせが、内容に対してもやや懸念を持ちます。一般的なイラスト教室ならいいかなと思うんですけども、教育委員会後援ということであれば、いたずらにステレオタイプを助長するようなものは避けてほしいという気持ちがあるんですけども、いかがでしょうか。

○丹羽教育長 そうですね。

○教育総務課長 こここの「可愛い」、「カッコイイ」というところにつきましては、ご指摘のとおりかなと思います。主催者に、この表記の仕方というんでどうかアナウンスの仕方については今のご意見を伝えて、どういう表現にするかはともかく「可愛い」とか「カッコいい」とかということではなくて、例えば「男の子と女の子」という形ですとか、そういった工夫をしていただくように伝えたいと考えております。

○中野委員 そもそも今、男の子と女の子の二元論でいいのかというのもあるので、それを言うなら「顔の描き方」でいいんじゃないかということ。

あと、宣伝の仕方を改善したところで、そういうことが中で行われるということを知らずに子どもを送り込む保護者等の立場からすれば、中身が結局、女の子というのはこうやって描くんだよ、男の子というのはこうやって描くんだよというのをされてしまうと、実質的にはあまり変わらない

かなと思うので、見せ方だけじゃなくて、中身についてもそういう意見があったということをお伝えいただけますでしょうか。

○教育総務課長 承知いたしました。ご意見について主催者に伝えてまいります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 今の中野委員は重要なご意見だと思うのですけれども、この意見がちゃんと反映されているかということの検証はできるんでしょうか。

○教育総務課長 主催者と連絡をとって、今のご意見を伝えて、例えばですけれどもこれを変えることが条件であるなら、そういう形で伝えます。あるいは実際に、それではどんなふうに改めるかということはしっかりとやりとりをして確認していきたいと思っています。

○清水委員 よろしくお願ひします。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○福田委員 この事業の内容というよりは、主催者である団体と今回行う事業の内容がいまひとつ結びつかないんです。そもそもこの方々の、発達に何かしらの問題を抱える子どもたちに対して適した生活のあり方、キャリアのあり方を社会に提案するというのと、今回のこのイラストの事業はいまいち直結しないんですけれども、そのあたりの背景、どのような団体の方々なのかを含めて教えていただけたとありがたい。

あと、細かいことですけれども、「目的」の「石杖」ではなくて「礎」ですよね。

○教育総務課長 この資料の6ページ、7ページあたりに、この団体の、どういう団体かという説明が書かれております。ご指摘のとおり、基本的には発達障害やグレーゾーンのお子さん向けのスクールの運営、教材開発等というところですが、7ページのところで、これに付随してというんでしょうか、こういったイラスト学習ということで子どもの発育へのより深い知識を身につけるための研修、こんなようなこともやっている。その一環として今回このイラスト教室というものを実施すると認識しております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小川委員 私も福田委員と同じところが引っかかっています。恐らく声をかけるのは区内の小学生100人、無料で、もし普通の発達の子と、ちょっと遅れのある子ということがあったときに、本当にこんな数で、オンラインで実施できるものなのかなと思いながら、最後にチラシがついているかと思いますが、特に発達障害の子に対してアピールしている表現があるわけではないので、この団体さんとして強みを発揮するイベントなのかなということもちょっと結びつかないなと思って拝見させていただいていて、どこをどう直すといいんじゃないかとかいうコメントも、結びついていないので発言に戸惑っていた部分はあるのです。まず、どちらを主にやろうとお考えなのかということぐらいはわかったほうが、参加するほうも、こんなはずじゃなかったというふうになるのかなと思います。

あと、中野委員の発言にプラスしてなんですが、チラシのほうも「講師は若い女性の」という表現とかも入っちゃっている。ほかの概要書の内容もそうですけど、表に出ていく資料そのものについてもちょっと配慮していただけたほうがいいかな。発達ということに関しても、どういうことを主体として考えて、この事業をされるのかということがもう少し明確になると、こちらも判断がし

やすいかなと思いました。

○教育総務課長 このイベント単体そのもので考えると、いわゆる発達に問題を抱えている子どもに対してというよりは、子どもたち全般にということかと思います。ただ、このイラストワークということが、1ページの後援名義使用申請の「目的」に書いてありますように、自己の発信の機会とか、表現力、想像力。これは発達に課題のある子を含めてみんなに当てはまりますけれども、こういった力をつけるということで楽しさとかやりがいを見出したりといったことも含めて、間接的には団体の事業目的というところにも資するのかなと思っております。ただ、直接的に発達障害、グレーゾーンの方のための事業ということではないと考えています。

チラシの「若い女性のプロイラストレーター」、このあたりはこういったご意見があったということを伝えて、見直すように主催者に伝えてまいりたいと考えております。

○小川委員 あと、一般的な考え方として、講師の略歴とか、どういうバックグラウンドの人が講師なのかということはあってもいいかなと思います。しかも、教育委員会が後援につくということが前提であるのであれば、講師がどういう人であるのかということは我々のほうも知っておくべきことなのではないかなと思いました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

今、皆様のご意見を伺って、確かに中野委員がおっしゃるように、「可愛い」とか「カッコイイ」とか「若い女性のプロイラストレーター」、ここを直しただけで大丈夫かというところがあるのです。実は16ページを見ますと、今まで他自治体の教育委員会の後援を受けているんですけれども、我々としてはやっぱりジェンダーにとらわれるみたいなのは避けたいと思いますし、きょう決を採るのは難しいかなと思っておりまして、このイベントの開催は1月31日なので、教育総務課のほうで主催者の方とよく話していただいて、こういう意見が出たと。我々としては男の子だから女の子だからと決めつけないというのは、学校教育でも、文京区の先生たちは、文京区だけじゃないのかもしれませんけれども、かなり厳格にやってくださっているじゃないですか。そういう中で、ここはちょっと気になりますということを伝えていただいて、きょう承認をすることは難しいかなと思っているのです。そこを確認して、どうするかということを考えたほうがいいかなと思うんです。これについてはそのようなことでよろしいですか。申しわけありませんが、そのようにさせていただきます。今、否決ということも決められないと思うので、その形にしたいのですが、いいでしょうか。

○教育総務課長 今のお話を伝えて、次回に再度出すか、取り下げるか、あるいは次回もう一回出すとしたら、改善を図って出せるかどうか、そのあたりは調整をしてまいりたいと思います。

○丹羽教育長 大変申しわけございました。

#### 第74号議案 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

#### 第75号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 では、次の議案に移りたいと思います。第74号議案「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正規則」と第75号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

この件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 74号、次の75号については一括としてご提案申し上げます。

ただいま議題とされました第74号議案、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則及び第75号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

両案は、令和7年10月の特別区人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、規定の整備を行うものでございます。

まず、第74号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。

第2条において、義務教育等教員特別手当の月額について、校務分掌に応じた額を定めるよう改正するものでございます。次に、第2条の2において、全ての園務分掌が支給対象となることを定めます。

続いて、第75号議案につきまして、新旧対照表をご覧ください。

別表第1及び別表第2において、特殊勤務手当の支給対象となる業務の程度及び支給額を改めるものでございます。

施行期日は、第74号議案、第75号議案ともに令和8年1月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 第75号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」についても一緒にご質問、ご意見を受けたいと思います。ご意見、ご質問のある方、お願ひいたします。

○中野委員 感想みたいになってしまふのですけれども、ちょっと聞き逃したかもしれません。第75号議案の4ページを拝見していて、幼稚園の金額が下がるんだなと思いまして……。上がるんですね。じゃ、大丈夫です。

○丹羽教育長 上が改正後です。

○中野委員 失礼しました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、第74号議案につきまして、お諮り申し上げます。提案理由のとおり、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、第75号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、お諮り申し上げます。提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第76号議案 文京区立図書館館則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次の議案に移ります。第76号議案「文京区立図書館館則の一部を改正する規則」についてです。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 76 号議案、文京区立図書館館則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、図書館資料の貸出の予約点数の見直しに合わせて、障害者の登録要件及び図書館資料の貸出期間等を運用実態に合わせて整理するため、文京区立図書館館則の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第 8 条の 2 第 1 項から 3 項に障害者の利用登録の要件、登録の方法及び登録の抹消の基準を新たに定めるものでございます。また、第 9 条第 1 項では貸出予約点数を変更し、第 9 条第 4 項では図書館資料の貸出期間を定めるものでございます。そのほかの条項につきましては、今回、本規則を見直したことに伴い、文言の修正を行うものでございます。

この条例の施行期日は、令和 8 年 1 月 5 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。

○清水委員 点数がふえたのが、レコード、録音テープ及び CD。この貸出予約がふえたのだと思います。一方、図書資料に関しては、貸出よりは少ない貸出予約ということで、レコード、録音テープ及び CD の点数がふえた理由はニーズがあったからだと思うんですけども、実際のところ、どうであったかを教えていただければと思います。

○真砂中央図書館長 今お話をありましたとおり、ニーズがあったというのが一番の理由でして、図書資料につきましては、貸出点数 30 点に対して予約 20 点ということで、他の資料に比べてかなり借りられる、予約ができるんですが、レコード、録音テープ、CD につきましては、それよりも貸出点数、予約点数がかなり少ない。利用の形態といたしましても、CD は、皆さん予約をしておいて、自分の番が回ってきたときに順次借りていくという状況で、予約をいっぱい入れておきたいというニーズがあって、それを踏まえて貸出点数と同じような点数にしていくというところになっています。ビデオテープ、DVD につきましては、今貸出点数と予約点数を同じにしておりますので、視聴覚資料というカテゴリーの中で同じような形で整理したものでございます。

○清水委員 これがふえることによって手間が非常に問題になるということについては、点数自体はそれほどふえていないので、問題ないかなと思いますけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○真砂中央図書館長 基本的にはこちらの事務作業としては大きな変更はございません。今回図書館システムを全館 1 月にリニューアルいたします。それにあわせましてこういったところも整理していくつままで、基本的には図書館システムの中で管理されていくもので、業務においては支障がないと捉えております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

### 第3 報告事項

#### （1）令和7年11月定例議会の審議概要について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきますが、報告の前にお詫びしたい件がございます。

報告事項（4）は、「いじめの重大事態に係る対応について」となっております。文京区教育委員会会議規則第12条ただし書には、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」と規定されており、本報告事項は、個人情報を伴うため、非公開としたいと思いますが、各委員の皆さん、非公開でご異議ございませんか。

（異議なし）

○丹羽教育長 ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたします。

それでは、報告事項に入らせていただきます。本日は4件ございます。

最初に、（1）「令和7年11月定例議会の審議概要について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。こちらは先日行われました11月議会の文教委員会の案件となります。

案件といたしましては、議案が9件、報告事項が5件となっております。

議案9件のうち、8件は子ども家庭部の議案、1件が教育局からの議案となります。

この資料の議案審査資料一覧には7件の議案が記載されておりますけれども、これ以外に2件、議案審査資料のない議案がございまして、合わせて議案9件という形になります。なお、議案審査資料のない、今お話しした2件につきましては、その下に記載の「報告事項」の1番と5番がそれに該当する形になっております。

次のページをご覧ください。こちらは定例資料で、11月の教育委員会でお配りしたものと同じ内容になります。

その次のページからが一般質問に対する教育長答弁になります。今回、質問が全部で91件ございました。主なものといたしましては、学用品費の負担軽減について、国際バカロレア機構との連携事業について、学校プールについて、学校等の改築についてなどでございます。

資料第1号の説明については以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

#### （2）学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の（2）「学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について」です。説明をお願いします。

○学務課長 資料第2号に基づきまして、学校選択制度に係る希望校調査票の集計結果について、報告いたします。

来年度中学1年生となる児童を対象に、10月に希望校調査を実施いたしました。

こちらに記載の表については、各校の希望人数とその合計を掲載しております。このうち第六中学校、第九中学校、音羽中学校につきましては 12 月 3 日に抽選を行い、補欠登録を行っております。

今後の予定になりますが、年明けに各家庭に進路意向確認票の提出を依頼し、今後の私立等の受験結果等も踏まえまして、区立中学校への進学者を確認していくことになります。

報告は以上となります。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、質問等はござりますでしょうか。

○清水委員 毎年少しずつ学校による差が出てくるんですけれども、特に今回、また文林中学の合計は少ないということで、この時点では受け入れ可能人数に達していない場合、今後これはさらに減っていく可能性が高いという考え方でよろしいでしょうか。

○学務課長 これから要素としましては、私立や国立に進学される方が減る方向にあります。一方で、転入で学区域にお住まいになって、この指定学区の学校を選ばれる方。あと、抽選校がありまして、希望にかなわず、補欠で繰り上げ入学できなかった場合のお子さんがこちらの学校を選ぶ可能性がありまして、その増減の結果が幾つになるかということになります。例年から見ますと、やはり減少する結果になるかと考えております。

○丹羽教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

### （3）令和 6 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について

○丹羽教育長 それでは、報告事項の（3）「令和 6 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について」。説明をお願いします。

○教育施策推進担当課長 資料第 3 号によりまして、令和 6 年度における児童生徒の問題行動・不登校等の実態について、ご報告させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。暴力行為については、上段が件数、括弧の中が発生した学校の割合となります。なお、暴力行為では発生件数とされており、この後、出てくるいじめでは認知件数とされております。令和 6 年度調査では、小学校で 61 件、中学校では 33 件の暴力行為が報告されています。行為の内容は、1 ページ、下のほうにございます。

小学校では、対教師暴力として、感情を抑えることができなくなったときや気に入らないことがあったときに、物を投げる、足を蹴ったりするなどを行ったケースがありました。生徒間暴力としましては、ちょっかいや悪口を起因として暴力に発展したケースがございました。器物破損では、ポスターを破る、草花を抜く、椅子を蹴るなどの行為がございました。

中学校では、対教師暴力として、暴れる生徒をとめに入った際に教員への暴力がございました。生徒間暴力として、衝動的に行った暴力や遊びの延長で暴力行為に発展するケースがございました。器物破損としましては、水筒を投げる、ドアを蹴る、トイレの壁を蹴って穴をあける、タブレット端末を故意に落とすなどがございました。

次に、2 ページ、いじめについてです。小学校では、令和 6 年度は 245 件が認知されました。中学校では 61 件が認知されております。中段に説明がございます。小学校は 191 件が解消しております。中学校は 46 件が解消しております。

なお、解消していない事案につきましては、解消に向けて継続して取り組み中でございます。小学校でのいじめの認知件数は昨年度の約 1.6 倍に増加しております。理由としましては、小学校では引き続き学校の積極的な認知に対する理解が広がっていること、アンケートや教育相談の充実などによる見取りの精緻化が考えられます。一方、中学校では、昨年度の約 0.9 倍になりました。要因としましては、長期的な視点でのいじめ未然防止の取り組みの効果があったことや、OJT や校内研修等で教員の意識が高まった成果とも捉えられますが、数字の増減に固執せずに、認知へのアンテナを高く張っていくことが大事であると考えております。解消状況についても、安易にいじめを解消したとせず、丁寧な対応を行っていきたいと考えております。

いじめ問題の対応につきましては、小・中学校とも早期発見、早期対応を大切にし、毎月行われる生活指導主任研修会で報告される情報を教育指導課としても注視しながら、学校や教育センター、子ども家庭支援センター等と連携してまいります。

続きまして、3 ページ、長期欠席についてでございます。令和 6 年度間に連続または継続して 30 日以上欠席した児童・生徒数の集計となっておりまして、上段が令和 6 年度の人数、下段が令和 5 年度の人数を示しております。

令和 6 年度の長期欠席者数は、小学校 355 名、中学校 258 名でございます。理由別に見ると、「病気」につきましては小学校 83 名、中学校 19 名でございます。「経済的理由」につきましては、小・中学校ともゼロでございます。「不登校」につきましては、小学校 215 名、中学校 230 名で、小学校、中学校ともに増加しております。詳細については後ほど触れます。「その他」につきましては、小学校 57 名、中学校 9 名となっております。

最後に、4 ページの不登校についてです。小学校は令和 5 年度と比べますと 31 名増加しております。令和 6 年度の不登校 215 名のうち 107 名は前年度からの継続であることや、96 名が 90 日以上の欠席であることから、長期化の傾向が見られます。中学校では令和 5 年度と比べますと 28 名増加しております。令和 6 年度の不登校 230 名のうち 167 名は前年度からの継続であることや、175 名が 90 日以上の欠席であることから、小学校と同様に長期化傾向が見られます。

不登校児童・生徒について把握した事実につきましては、小学校では「不安・抑うつの相談があった。」が最も多く、次に「学校生活に対してやる気がない等の相談があった」、「親子の関わり方にに関する問題の情報や相談があった」、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」が多い状況でございます。中学校でも「不安・抑うつの相談があった。」が最も多く、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「学業の不信や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「親子の関わり方にに関する問題の情報や相談があった」が多い状況でございます。全国的には、小・中学校とも「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安・抑うつの相談があった」が多くを占めております。

不登校の対応ですが、各校において組織的な対応を図っています。人的配置の観点からは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内居場所指導員を配置し、連携を図りながら不登校児童・生徒への対応を行っております。あわせて、令和 7 年度からは中学校において、不登校対応巡回教員を区内に 2 名配置し、不登校生徒への支援の充実のため、各校で実施されてい

る支援会議等の支援を行い、各校の不登校対応力の向上を図っております。教育センターでは、教育支援センター、ふれあい教室への通室、オンラインシステムの room-K、不登校対応チームによる学校への助言、支援など、学校、家庭、関係機関が連携して丁寧に対応しているところでございます。また、保護者支援の観点からは、不登校児童・生徒を持つ保護者に向けた進路説明会の開催や不登校支援リーフレットの配布をするなど、不登校児童・生徒だけではなく、保護者への支援にも取り組んでおります。

今後も児童・生徒が安心して楽しく通いたいと思う魅力ある学校づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はありますでしょうか。

○中野委員 いっぱいあるので幾つかに絞ると、まず、暴力行為の特に中学校の発生学校率が去年と比べても、あるいは東京都、全国と比べてもかなり高い印象なんですけど、この要因は何か分析されていますでしょうか。

○教育施策推進担当課長 具体的な要因背景は今のところ、わかつております。1つ考えられるのは、今までは1人のお子さんが複数回行なうことが多かったのですが、そうではない状況にあるということは考えられるのかなと思います。

○丹羽教育長 中野委員、続けてどうぞ。

○中野委員 今のお答えと、不登校についての説明の最後のところでご説明があったところに対して質問なんですが、今、不登校の対応は、未然防止と最初のころの早期対応と、長期化している子をどうするかという、それぞれフェーズがあると思うんです。未然対応として学校の風土、環境についての調査だとか改善をどうしたらいいかといった議論は、どこかしらで行われているのでしょうか。

○教育施策推進担当課長 学校の風土の改善のためにそこに直接的に手だてを講じたり、調査を行ったりということの実践はこれまでのところないと承知していますが、各学校では、不登校でいいますと、不登校に関する会議体や、広い点でいいますと、生活指導に関する会議体がございます。そういった会議体で、学校あるいは学年が一丸となって取り組んだほうが効果は出やすいという認識は持っております。具体的な調査としては行っていないのですが、各校そういった認識のもと、取り組んでいるものと認識しております。

○教育センター所長 それに該当するかわからないのですが、hyper-QU というデータを使って、学級を分析するものについては行っております。

○中野委員 あと、早期対応。今、会議体の話もありました。これは文京区に限らずそうかなと思うのですけれども、担任の先生たちがほかのいろいろな学級対応とかもあって忙しい中で、不登校への対応にあまり慣れていないとか、自分の勤めている区のシステムが、どういうところにつないだらいいのかわからないまま対応している実態が結構あると思うんですね。それで基本的にはスクールカウンセラーにつないで、ご家庭とは定期的に連絡をとるみたいなところが多いと思うのですが、文京区として先ほどのふれあい教室とか、教育支援センター、room-Kのことといった、不登校になつたらこういう選択肢がありますとか、こういう方法がありますというのを包括的に伝える仕組みになっていますでしょうか。学校の先生が、そういう子が出てきたときに対応するマニュアル

とかポータルみたいなものがあるか、ちょっとお伺いできればと思います。

○教育センター所長 今、30日を超えてくると不登校ということになりますけれども、11日お休みの時点で、その子の背景に病気があるのか、何か家庭に事情があるのか把握しやすいようにというところでガイドブックを教育センターでつくりまして、各学校に配付するのと、毎年その使い方についてはご説明して使い始めているところです。

○教育施策推進担当課長 中学校では、今年度から新たな試みとして、不登校支援会議を毎週行っています。先ほど申し上げた不登校対応巡回教員もそこに参加しまして、当該校の不登校の状況の共有や他校の好事例の紹介、あるいは今教育センターから出た対応方法の共有という情報交換等の新たな試みが今年度から始まっております。

○丹羽教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○清水委員 恐らく環境因子と発達特性といったものが影響しての不登校で、プラスで何らかの疾患が潜んでいる可能性もあって、そういったときに実際に医療現場との連携が必要になってくるのかなと思うのですけれども、その辺、実際に文京区としてはどうやっているか、あるいは考えているかをお聞かせください。

○教育センター所長 一義的には、おっしゃるとおり、環境因子であったり、お子さんの特性であったり、背景はいろいろかなというところで、学校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、もちろん教員と、学校の中のチームで対応して、そこから医療とつながる場合もあります。あとは教育センターのほうで不登校対応チームが巡回しておりますので、例えば教育センターの介入が必要であれば、総合相談室がございますので、そこにつないで医療と連携する。医療とつなぐ方法はさまざまあるのかなと思っています。

○清水委員 文京区が直接医療との連携というのではなくて、親御さんを介して、親御さんに医療現場への受診なりを促す、そういったことも必要になってくるのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育センター所長 教育センターや学校がスーパーバイズを受けるのもあるのですが、先生おっしゃるとおり、こちらから医療機関をご紹介しておつなぎすることもあるかと思います。

○清水委員 実際、医療現場ではそういうお子さんがふえてきていますので、何らかの連携強化が必要ではないかなと思っています。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、先ほど報告事項の冒頭で確認させていただきましたが、次の案件につきましては、個人情報もございますので、非公開ということで進めさせていただきます。

#### 第4 その他の事項

○丹羽教育長 その前に、その他の事項ということで、毎回ご意見があるかどうか確認をさせていただいております。その他ということで何かございますでしょうか。

ないようであれば、次の案件に進めたいと思います。

それでは、この非公開の報告事項をもちまして、本日の教育委員会は終了となりますので、傍聴の方はこれよりご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

(以下、非公開)

令和 7 年 12 月 16 日

議事録署名人

教育長

委員